

契約担当官
航空自衛隊第 9 航空団
会計隊長 木部 政治

下記により入札を実施するので「入札及び契約心得」を熟知のうえ参加されたい。

記

1. 契約方式 一般競争契約
2. 入札事項
 - (1) 品名 (件名) 無停電電源装置取替役務1式
 - (2) 履行期間 契約日 ～ 令和9年3月31日
 - (3) 履行場所 航空自衛隊久米島分屯基地
3. 入札場所 航空自衛隊那覇基地会計隊入札室
4. 入札日時 令和8年10月9日 9時30分
5. 参加資格
 - (1) 予算決算及び会計令第70条及び71条の該当者については参加できない。
 - (2) 防衛装備庁長官又は航空幕僚長から「装備品等及び役務の調達に係る指名停止の要領」に基づく指名停止の措置を受けている期間中の者でないこと。
 - (3) 前号により現に指名停止を受けている者と資本関係又は人的関係のある者であつて、当該者と同種の物品の売買又は製造若しくは役務請負について防衛省と契約を行おうとする者でないこと。
 - (4) 原則、現に指名停止を受けている者の下請負については認めないものとする。ただし、真にやむを得ない事由を防衛装備庁長官が認めた場合はこの限りではない。
 - (5) 令和 7・8・9 年度防衛省競争参加資格 (全省庁統一資格) 「役務の提供等」の A, B, C 又は D に格付けされた九州・沖縄地域の競争参加資格を有する者であること。
6. 保証金 入札保証金：免除 契約保証金：免除
7. 入札方法 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の 10 パーセントに相当する額を加算した金額をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の 110 分の 100 に相当する金額を入札書に記載すること。
なお、入札に参加する場合は、「入札書」を提出するものとする。
また、本件の入札は、郵便入札を可とするが、その場合は 10 月 8 日 17 時までに航空自衛隊那覇基地会計隊契約班に必着とする。
8. 入札の無効 入札参加資格のない者による入札及び入札に関する条件に反した入札は無効とする。
9. 契約書等の作成 有
10. 契約条件 航空自衛隊標準契約条項及び適用契約条項を参照のこと。
11. 契約条項提示場所 航空自衛隊那覇基地会計隊事務室及び航空自衛隊久米島分屯基地業務小隊事務室
12. 契約方法 確定契約
13. 落札決定方式 総額決定
14. その他
 - (1) 入札説明会 無
 - (2) 入札参加希望者は、航空自衛隊那覇基地会計隊契約班まで連絡するとともに、資格決定通知書のコピーを入札開始前までに提出すること。
 - (3) 入札保証金の納付を免除してあるが、落札者が契約を結ばないときは、入札保証金相当額を徴収する。
 - (4) 入札書に記載された金額の 100 分の 110 に相当する金額に 1 円未満の端数があるときはその端数金額を切り捨てるものとする。

本書記載事項の詳細については航空自衛隊那覇基地会計隊契約班 藤本 まで。

電話番号 098-857-1228・1229 FAX1221

入 札 書 (久米島)

契約担当官
航空自衛隊第9 航空団
会計隊長 木部 政治 殿

品 名 （ 件 名 ）	規 格	単位	数 量	単 価	金 額	備 考
無停電電源装置 取替役務	仕様書のとおり	式	1			

総額（含梱包運賃） ￥

履 行 期 間 契約日 ～ 令和9年3月31日

履 行 場 所 航空自衛隊久米島分屯基地

上記入札条件及び入札及び契約心得、契約条項承諾の上入札しました。

令和8年10月9日

住 所

会 社 名

代表者職位氏名印

市 場 価 格 調 査 書 （久米島）

契約担当官
航空自衛隊第9航空団
会計隊長 木部 政治 殿

品 名 （ 件 名 ）	規 格	単位	数 量	単 価	金 額	備 考
無停電電源装置 取替役務	仕様書のとおり	式	1			

総額（含梱包運賃） ￥

履 行 期 間 契約日 ～ 令和9年3月31日

履 行 場 所 航空自衛隊久米島分屯基地

住 所

会 社 名

代表者職位氏名印

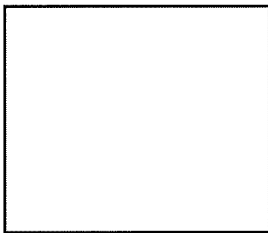
委任状

私は、
を代理人と定め、下記件名の入札に関する一切の権限を
委任します。

記

1. 件 名 : 無停電電源装置取替役務1式

2. 代理人使用印鑑 :



令和8年10月9日

住所
委任者 社名
氏名

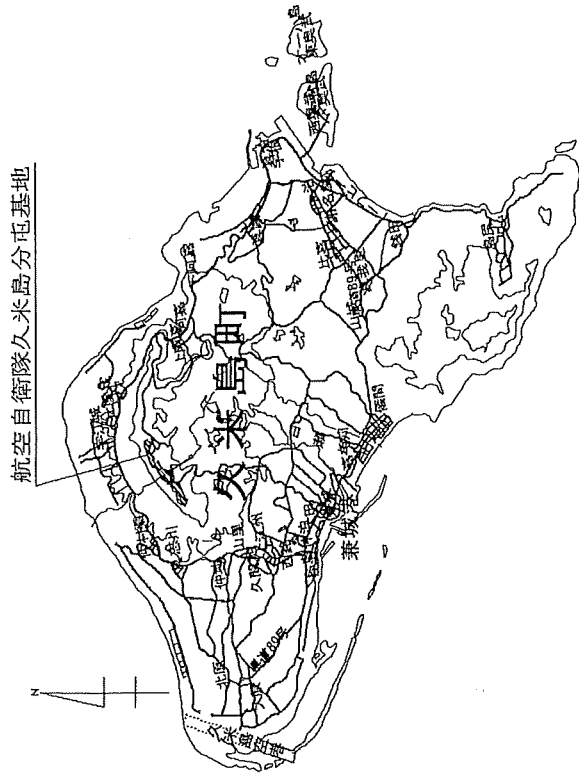
印

契約担当官
航空自衛隊第9航空団
会計隊長 木部 政治 殿

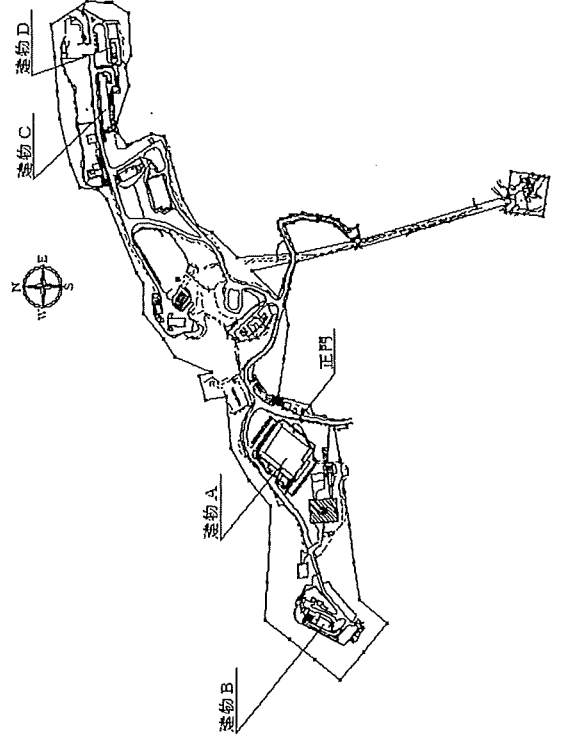
役 務 仕 様 書		
1 件 名	無停電電源装置取替役務	
2 履行期間	自 契約日 ～ 至 令和9年3月31日	
3 履行場所	航空自衛隊久米島分屯基地 (沖縄県島尻郡久米島町宇江城山田原2064-1)	
4 役務概要	無停電電源装置取替	
5 一般事項	5. 1 本仕様書に記載されていない事項は次に示すものとし、最新版を適用する。 (1) 関係法令、下位諸法令及び地方公共団体等の関係各条例並びに規則類 (2) 国土交通省大臣官房官庁営繕部監修「営繕工事写真撮影要領」の準用 5. 2 統制事項及び書類手続き 監督官の指示による。 5. 3 基地内入門手続等 (1) 人員(ア～ウのいずれか) ア パスポート イ マイナナンバーカード ウ 免許証 (2) 車両(ア～ウの全て) ア 車両検査証(原本) イ 自賠責保険証書(原本) ウ 任意保険証書(原本(対人賠償3000万円、対物賠償3000万円以上)) (3) 入門時間 ア 入門08時15分から出門17時00分を基準とする。 イ 上記で示した時間以外に作業が必要な場合は、事前に監督官と調整した後、残業届を提出するものとする。 5. 4 立入り 基地内の立ち入りについては、基地規則に従い手続き等を実施するとともに履行場所及び定められた区域以外への立入りは厳禁とする。 5. 5 火気使用 指定された場所以外での喫煙は禁止する。 5. 6 作業日時(官側の事情により、変更となる場合あり。) (1) 契約相手方の作成する工程表中、監督官の許可する日時を基準とする。 (2) 就業時間帯は、原則として午前8時15分から午後5時までとする。 (3) 上記(2)で示した時間以外にも作業が必要な場合には、事前に監督官と調整したのち、「残業届」を提出し作業にとりかかるものとする。	5. 7 役務写真 (1) 監督官が許可した場所以外の撮影は禁止する。 (2) 撮影は、デジタルカメラを使用し、役務写真記録帳に整理のうえ、提出する。 (3) 黒板等記載事項 作業及び各種(材料又は完了)検査 ア 日付 イ 場所 ウ 契約相手方会社名 エ 件名 オ 内容(作業内容又は検査項目) 5. 8 撮影要領 (1) 遵守事項(共通) ア 必ず1枚ごとに黒板等を撮影範囲に入れる。 イ 撮影時における黒板等の保持は、必ず契約相手方が行う。場所又は人数等の制限により保持が困難な場合は、自撮り棒の使用、壁面等に設置又は吊り下げる、床面に設置する等の工夫を試み、困難な場合又は適切な画が撮れない場合は、都度、監督官と協議する。 ウ 各種検査及び作業内容の記載事項は、契約相手方が作成する役務写真記録帳貼付項目と同一とすることを原則とし、それにより難しい場合は、都度、監督官と協議する。 エ 撮影した写真が判別困難な場合は、監督官の指示により、履行期間内に再度撮影するものとする。 (2) 作業 工程表における作業種別ごと、作業の前中後を撮影し、それが明確に分かるように撮影する(接写可)。 (3) 完了検査 完了検査については検査官の指差し確認の画を入れる。また、検査官の顔、階級章(片側可)及び名札が写る角度で撮影する。 (4) 記録要領 契約相手方は、作業(作業種別ごとと結節)、各種検査の撮影をそれぞれ終える都度、速やかに役務写真記録帳のページをカラー印刷し監督官まで提出、確認を受ける(修正等あれば速やかに是正、再確認を受ける。)

6 役務仕様

6. 1 対象施設
(1) 位置図

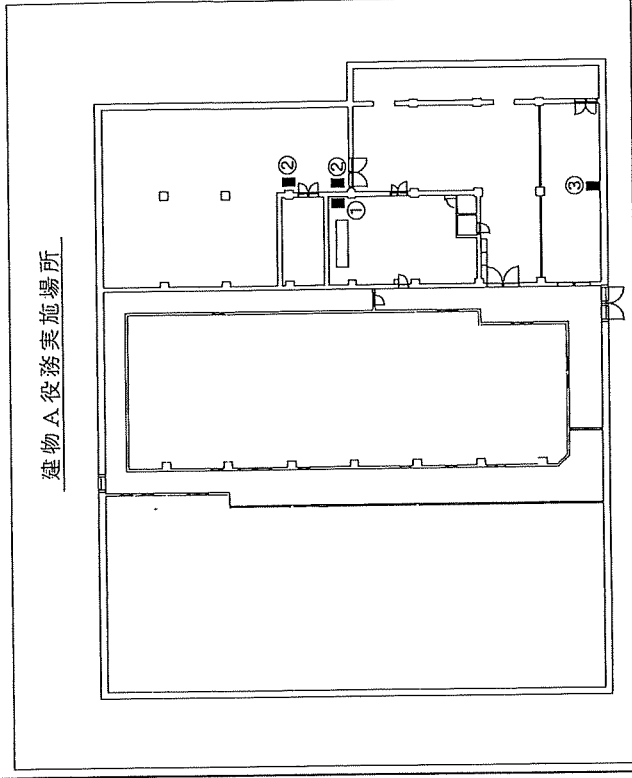


(2) 案内図
ア 基地内案内図

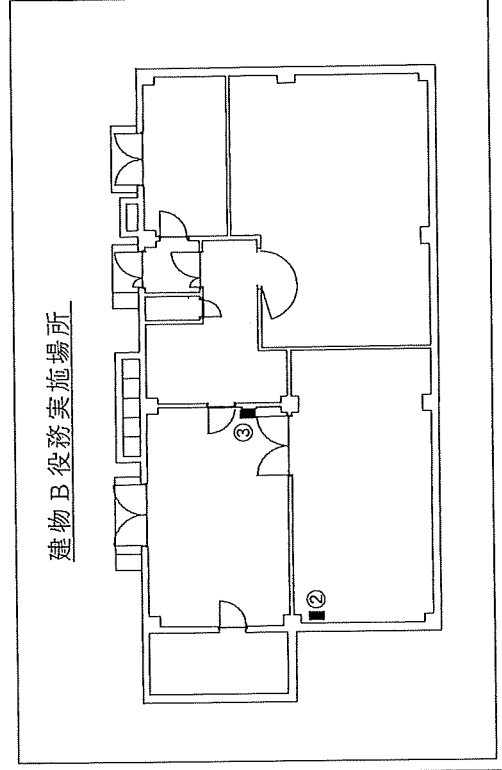


(3) 詳細図

ア 建物 A

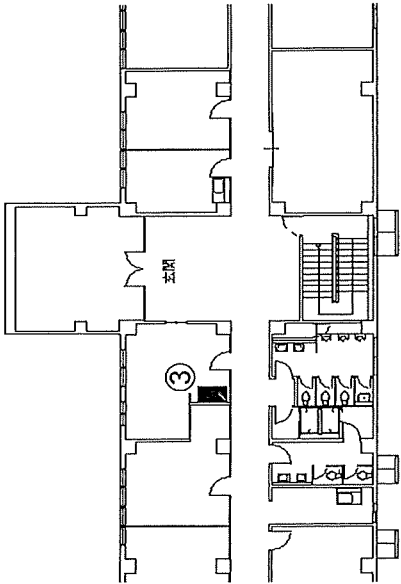


イ 建物 B



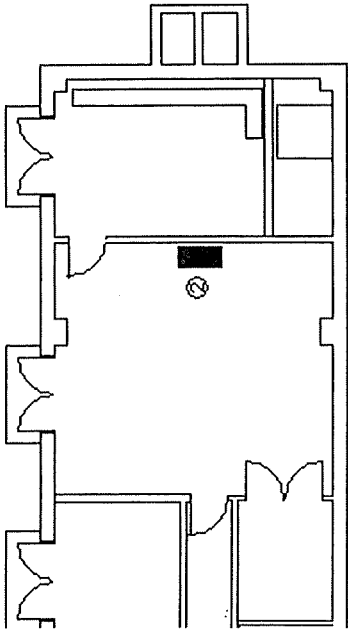
ウ 建物C

建物C 役務実施場所



エ 建物D

建物D 役務実施場所



6. 2 無停電電源装置及び数量

建物名	蓄電池種類	数量	単位	備考
建物A	M-UPS050AD1C-U	1	台	① 5kVA
	MUP102GX1AB1L-JPR	2	台	② 1kVA
	UPS610ST	1	台	③ 600VA
建物B	MUP102GX1AB1L-JPR	1	台	② 1kVA
	UPS610ST	1	台	③ 600VA
建物C	UPS610ST	1	台	③ 600VA
建物D	MUP102GX1AB1L-JPR	1	台	② 1kVA

6. 3 特記事項（製品指定の理由）

- (1) 当該製品は、中央監視装置の付属構成部品、後継機種のため。
- (2) 使用する資器材については、契約相手方が準備する。
- (3) 取替た部品は発生材調書を作成し、官側に引き渡すこと。
- (4) 取替作業後は、機能点検を行うこと。
- (5) 部品取替後、機能点検等を実施する場合は、模擬試験等により部隊運用に支障を及ぼさないように実施すること。

7 管理事項

7. 1 提出書類

書類名称	提出期限	部数	備考
業務責任者等通知書	契約後、速やかに	1	定型様式
役務に必要な免状の写し	同	1	任意様式
緊急時対応連絡表	同	1	同
工程表	同	1	定型様式
着手届	契約後、速やかに	1	同
役務写真記録帳	作業完了後、速やかに	1	任意様式
完了通知及び完了検査願書	同	1	定型様式
完了報告書	完了検査後、速やかに	1	同
打合せ簿	その都度、速やかに	1	同
その他	監督官の指示後、速やかに	必要数	適宜

7. 2 安全管理

- (1) 契約相手方は、作業の実行に係る関連法規及び会社で定める安全管理規則等に基づき作業に臨むほか、細部については、監督官の指示に従うものとし、万一、事故等が発生した場合は、契約相手方の責任において速やかに処置しなければならない。

--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--